

「池田の街利用ファイル」に保管をお願いいたします。

(別紙)

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
に関する重要事項説明書

1. 施設の概要

1) 施設の名称など

- ・法人名 医療法人社団宝徳会
- ・施設名 ケアセンター池田の街訪問リハビリテーション
- ・管理者名 施設長 小山 澄美子
- ・開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- ・介護保険指定番号 2254280090
- ・所在地 静岡県静岡市駿河区池田 185-1
- ・電話番号 054-267-2211
- ・FAX 番号 054-267-2700
- ・ホームページ URL <http://www.houtoku-kai.or.jp/>

2) 関連病院

- ・法人名 医療法人社団宝徳会
- ・病院名 小鹿病院
- ・管理者名 院長 山田 孝
- ・病院種別 医療保険型療養病床
- ・診療科目 内科・リハビリテーション科
- ・病床数 148 床
- ・開設年月日 平成 7 年 5 月 1 日
- ・所在地 静岡市駿河区小鹿 1633 番地 1
- ・電話番号 054-264-8000
- ・FAX 番号 054-264-8282

3) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目的と運営方針

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の居宅において、医学的管理の下で心身機能向上、介護指導、環境調整などのリハビリテーションを実施し、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り長く居宅での自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めています。

[ケアセンター池田の街訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの運営方針]

- ① 利用者の有する能力に応じ、機能訓練や指導支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の親族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に努めます。
- ③ 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、その他、保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な関係をはかり、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は契約者に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

4) 施設の職員体制（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション）

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1 (兼務)		医学的評価・日常健診・利用者、職員の健康管理・協力病院との連携
理学療法士	1 以上(兼務)		リハビリテーションプログラムの作成 機能訓練の実施指導
作業療法士	1 以上(兼務)		
言語聴覚士	1(兼務)		

2. 訪問リハビリテーションの利用にあたり

高齢者虐待防止のための措置	利用者の人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施担当者は配置します。
感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染の予防及びまん延を防止するため、従事者に対する研修及び訓練を実施し、委員会の開催、指針の整備を行います
業務継続計画(BCP)の策定等	災害や感染症の発生時、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じます。

3. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ② リハビリテーション（機能訓練・基本動作訓練・ADL 訓練・歩行訓練等）
- ③ 生活指導・介護指導
- ④ 福祉用具評価・環境調整・相談援助
- ⑤ その他

4. 営業日及び営業時間、サービス提供地域

1) 営業日

毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。ただし法令で定められた休日及び年末年始（12月30日から1月3日）は除きます。

2) 営業時間

営業時間は午前9時00分から午後5時00分とします。

3) サービス提供地域

静岡市内（概ね、事業所から半径5km以内とする）

5. 訪問リハビリテーション費（ご利用者負担分）のご案内

●5-1 基本料金

	単位数
訪問リハビリテーション費（1回20分）	308
計画診療未実施減算（1回）	-50

●5-2 介護予防基本料金

	単位数
予防訪問リハビリテーション費（1回20分）	298
予防訪問リハビリテーション費減算（1年超）	-30

●5-3 加算料金（1回につき）

	単位数
サービス体制強化加算Ⅰ	6

●5-4 加算料金（1日につき）

	単位数
短期集中リハビリテーション実施加算	200
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240
移行支援加算	17

●5-5 加算料金（1月につき）

	単位数
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	180
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	213
口腔連携強化加算	50
退院時共同指導加算（初回のみ）	600

※地域加算（1単位＝10.33円）、介護職員等処遇改善加算（1.5%加算）による端数処にて請求を行います。

●5-6 実費負担分（1回につき）

	金額
口腔ケアセット	80
その他訪問リハビリに使用した材料や教材等	実費

6. 交通費

当事業者の通常の事業の実施地域にお住いの方は交通費は無料です。

7. その他の費用

訪問リハビリテーションを提供するため、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者負担となります。

8. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際は、速やかに当事業所までご連絡ください。

連絡先 (電話) 054-267-2211

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日午前8時30分までにご連絡がなかった場合	予定した利用料の10%

※ ご利用日が月曜日又は休前日の場合はご注意ください

※ ご本人の健康上の理由による場合はこの限りではありません。

9. 協力医療機関等

1) 協力医療機関の名称及び住所等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名 称	静岡済生会総合病院
	住 所	静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号
	電話番号	054-285-6171

2) 緊急時の連絡先

利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び契約者が指定するものに対し、緊急連絡します。

10. 介護認定の区分変更

1) 訪問リハビリテーションを利用している要介護の利用者が、認定区分の変更により要介護以外の認定を受けた場合は、その要介護認定の期限を持って訪問リハビリテーションの利用を終了とします。

2) 介護予防訪問リハビリテーションを利用している要支援の利用者が、認定区分の変更により自立の認定を受けた場合は、その要支援認定の期限を持って介護予防訪問リハビリテーションの利用を終了とします。

11. サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス利用に際し、血圧測定などのバイタルチェックや体調等について、お伺いさせていただきます。その際に体調不良などでサービス提供を中止することがあります。
- ② 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- ③ 無断で職員の写真や動画撮影、録音等を行うことやSNS等に掲載することは禁止します。
見守りカメラの設置、職員の写真や動画撮影、録音等を行う場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ④ 脅迫、威嚇、大声、悪質な要求、一方的な要求、要求の繰返し、名誉棄損、誹謗中傷、いやがらせ、差別、暴言・暴力行為、見返り・金品の要求等のハラスメント行為は固くお断りします。

- ⑤ 施設や職員に対して金品・謝礼等のお心付けは固くお断りしています。もし、お持ちになられてもお受取りできない規則としています。

12. 要望及び苦情等の相談について

1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受付けします。

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員、看護職員、介護職員又は医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
- ② 直接下記の相談窓口へ申し出ていただく事もできます。

苦情受付担当者	支援相談員	054-267-2211
静岡市の窓口	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	054-221-1088
国保連の窓口	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

- 2) 即時対応ができない事項につきましては、利用者又は苦情申立者との話し合いの場を設け、検討します。
- 3) 具体的対応をとり、利用者又は苦情申立者より了解を得られますよう努力します。

13. 第三者評価の実施の有無

福祉サービス第三者評価事業は、利用者又はその家族に対し、利用者のサービス選択に資するとされています。

- ①第三者評価実施の有無：なし
- ②実施した直近の年月日：なし
- ③実施した評価機関の名称：なし
- ④評価結果の開示状況：なし

14. 個人情報の利用目的

利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔当施設での利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
- ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔他事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・親族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3) その他の利用目的〔当施設での利用に係る利用目的〕

① 当施設の管理運営業務のうち

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当施設において行われる学生の実習への協力
- ・ 当施設において行われる事例研究

4) その他の利用目的〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

① 当施設の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査機関への情報提供